

## 愛知県週休2日工事実施要領（港湾・漁港工事編）

### （目的）

第1条 “地域の守り手”である建設業の持続的な発展のため、建設現場の労働環境改善、将来の担い手の確保に向けた取り組みの一つとして、発注者指定型の週休2日工事を実施する。なお、当面の間、発注時は「4週8休」を指定することとする。

### （用語の定義）

第2条 本要領における用語は次のとおり定義する。

土 木 工 事：愛知県積算基準及び歩掛表【土木編】を適用する工事

港湾・漁港工事：愛知県積算基準及び歩掛表【港湾・漁港・海岸編】を適用する工事

空港土木工事：空港請負工事積算基準（国土交通省航空局）を適用する工事  
休 工：巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態

祝 日：国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

休 日：「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の8月の3日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日を含め6日）」

工事完了日：完了届提出日

### （対象工事等）

第3条 愛知県建設局又は都市・交通局の発注する工事で、単価適用日が2024年10月1日以降の全ての工事を対象とする（工事の積算基準及び歩掛表を用いる委託業務を含む）。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- (1) 著しく施工期間が短い工事（対象期間が28日以内の工事）
- (2) 通年維持工事等小規模な現場が点在する工事
- (3) 緊急の応急復旧工事

2 「土木工事」「空港土木工事」については、「愛知県週休2日工事実施要領（土木工事編）」「愛知県週休2日工事実施要領（空港土木工事編）」により行う。

- 3 公共建築工事費積算基準を適用する工事については、別に定める「建築工事における週休2日工事実施要領（以下「建築工事実施要領」という。）」により行う。ただし、建築工事実施要領第8条に定める工事成績評価については、本要領第8条(3)により評価する。また、2025年4月1日以降契約の工事については、建築工事実施要領第8条に定める工事成績評価により評価することとする。

(形式)

第4条 形式は、次のとおりとする。また、達成状況の評価方法については、(参考1)によることとする。

週休2日工事（4週8休）

週休2日工事（4週8休）は、以下の対象期間の休日を休工対象日とし、対象期間に休工対象日分の休工日がある場合をいう。

(対象期間)

第5条 対象期間は工事着手日から工事完了日までの期間とする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第6条 積算における補正係数は次のとおりとする。

- (1) 発注者は当初設計にて、補正係数表の「4週8休以上」の達成を前提とした経費の補正を行うこととする。

ここで、「4週8休」とは、起算する土曜日から始まり4週目の金曜日までで終わる4週間又は起算する月曜日から始まり4週目の日曜日までで終わる4週間を1期間目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週目の日曜日までで終わる4週間を2期間目とし、以降同様の考え方の期間を工事完了日まで設けたとき、それぞれの期間について、その期間に含まれる休日の日数分の閉所日または休日の取得があることをいう。なお、工事着手日を除いた最初の土曜日又は起算する月曜日から1期間目を起算することとし、工事完了日直前の1期間の末日となる金曜日又は日曜日までを評価対象とする。

- (2) 「4週8休」が達成できない場合、休工状況に応じて以下の補正係数に変更する。
- (3) 現場作業を伴わない工場製作に係る費用及び測量や調査・設計など、外注が想定される業務については、補正の対象としない。

補正係数表

休工状況の適用区分	4週8休以上※	4週8休未満 (補正なし)
労務費	1.04	1.00
機械経費(賃料)	1.02	1.00
共通仮設費率	1.02	1.00
現場管理費率	1.03	1.00

※当初設計時適用補正係数

(4) 港湾工事市場単価の補正対象及び補正係数は別紙1による

(取組内容)

第7条 取組内容は、次のとおりとする。

- (1) 発注者は、特記仕様書の(施工条件の明示)において、以下のことを明示する。
  - ・ 本要領の対象工事であるか否か
  - ・ 対象外工事の場合はその理由
- (2) 本要領の対象工事は、工事名の末尾に「(週休2日)」を追記する。
- (3) 対象工事の受注者は、当初施工計画書(工場製作を伴う場合は、現場施工計画書)に、休工予定日が分かる休工取得計画表を添付し提出する。
- (4) 対象工事の受注者は、毎月5日までに工事打合簿により実施結果(休工日及び非対象期間を明示)を提出するものとし、監督員はこれを確認する。
- (5) 対象工事の受注者は4週8休が達成できないことが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。
- (6) 発注者が週休2日工事等に係るアンケート調査やヒアリング調査を実施する場合には、受注者は、これに協力しなければならない。
- (7) 対象工事の受注者は、4週8休以上が達成できなかった場合は、未達成の要因及び改善策を工事完了検査日までに発注者に報告する。なお、受注者の責によらず達成できなかった場合はこの限りではない。

(工事成績評定)

第8条 工事成績評定については、次のとおりとする。

(1) 週休2日工事(4週8休)

週休2日工事(4週8休)が達成された場合、工事成績評定表の「6.社会性等 I.地域への貢献度」において評価する。

(2) 通期の週休2日工事

対象期間内において休工率(休工日数/対象期間日数)が、28.5%以上の

場合、工事成績評定表の「6. 社会性等 I. 地域への貢献度」において評価する。(2025年4月1日以降契約の工事については評価しない。)

- 2 提出された工程表や施工計画書が週休2日の取得を前提にしていないなど、明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定表の「7. 法令遵守等 9. その他」の項目において、2点減点する。

(取組証の発行)

第9条 取組証は総合評価において取組実績を証明するものとなる。受注者が取組証の発行を希望する場合は、工事完了日までに監督員に申し出ること。その場合、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して「週休2日工事取組証」を発行するものとする。取組証の様式については、様式1によることとする。ただし、最終契約金額が1千万円未満の工事については、取組証は発行しない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(適用日)

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(発注者指定型に関する経過措置)

- 2 省略

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、2024（令和6）年10月1日から施行する。

## 取組証について（様式1）

年 月 日	
週休2日工事取組証	
名称	
代表者名（契約の相手方）様	
工 事 名	
最終契約金額 ※ 1	金 円
本工事の業種 ※ 2	
週 休 2 日 の 形 式	完全週休2日工事
	【土木工事】 【空港土木工事】 月単位の週休2日工事
	【港湾・漁港工事】 4週8休工事
	通期の週休2日工事 (引渡し年月日が2025年3月31日以前の場合のみ評価可能)
引 渡 し 年 月 日 ※ 3	年 月 日
※1 最終契約金額1千万円未満の工事は取組証発行対象外 ※2 (例) 土木工事業の場合はPC工事を含むため、「土木工事業（PC工事除く）」と記載 (例) PC上部工事の場合は「プレストレストコンクリート工事」と記載 ※3 完了検査合格通知書に記載の引渡し年月日を記載	
愛知県〇〇〇所長 印	

港湾・漁港工事について以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 完全週休2日とは、対象期間内の土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始を基本の休工対象日とすること  
をいう。ただし、地元条件等により休工対象日に作業を行い、同一週(起算日が月曜日の場合は休工対象日の前  
の月曜日から金曜日、起算日が土曜日の場合は休工対象日の後の月曜日から金曜日)に振替休工を取得した場  
合は休工と認めるものとする。
- (2) 4週8休工事とは、本要領第4条によるものとし、総合評価の評価項目では、「月単位の週休2日工事」として扱  
う。
- (3) 通期の週休2日工事とは、対象期間内において休工率が28.5%以上であることをいう。

### 総合評価落札方式

〈2025年3月31日まで〉

評価項目	評価基準	加算点 最大1点
完全週休2日工事	取組証あり	1点
通期の 週休2日工事	取組証2件あり	1点
	取組証1件あり	0.5点

〈2025年4月1日から運用開始〉

評価項目	評価基準	加算点 最大2点
完全週休2日工事	取組証あり	2点
月単位の 週休2日工事	取組証2件あり	2点
	取組証1件あり	1点

## 休工状況の確認方法（週休 2 日の取得に関する費用の計上）

### 1. 土曜日起算の場合

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の土曜日からとし、4 週間を 1 期間とする（4 週間単位で確認）
- ② 1 期間（4 週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に 8 日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1 期間（4 週間）内に祝休日が 1 日ある場合は、その期間に 9 日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が月曜日から金曜日のいずれかの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない（例えば、月曜日が工事着手日の場合では、その週の月曜日から金曜日までの 5 日間は評価対象としない）。
- ⑤ 工事完了日直前の 1 期間の末日となる金曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、1 5 週目の火曜日が工事完了日の場合は、1 2 週目の金曜日までを評価対象とし、1 3 週目の土曜日から 1 5 週目の火曜日までの 1 8 日間は評価対象としない）。

	土	日	月	火	水	木	金	
	①		工事着手日		④			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目								
4週間目								
5週間目								③
6週間目								
7週間目								
8週間目								
...								⑤
12週間目								
13週間目								
14週間目								
15週間目								

■ 作業日 ■ 閉所日

### 2. 月曜日起算の場合

- ① 起算日は、工事着手日以降の最初の月曜日からとし、4 週間を 1 期間とする（4 週間単位で確認）
- ② 1 期間（4 週間）内に土曜日、日曜日以外の休日がない場合は、その期間に 8 日間の閉所日があることを確認する。
- ③ 1 期間（4 週間）内に祝休日が 1 日ある場合は、その期間に 9 日間の閉所日があることを確認する（祝休日も評価対象）。
- ④ 工事着手日が火曜日から金曜日のいずれの曜日となる場合は、工事着手日の週は評価対象としない。（例えば、水曜日が工事着手日の場合では、その週の水曜日から日曜日までの 5 日間は評価しない）
- ⑤ 工事完了日直前の 1 期間の末日となる日曜日までを評価対象とし、それ以降の期間は評価対象としない（例えば、1 5 週目の木曜日が工事完了日の場合は、1 2 週目の日曜日までを評価対象とし、1 3 週目の月曜日から 1 5 週目の木曜日までの 1 8 日間は評価対象としない）。

	月	火	水	木	金	土	日	
	①		工事着手日		④			
1週間目	起算日							②
2週間目								
3週間目								
4週間目								
5週間目								③
6週間目								
7週間目								
8週間目								
...								⑤
12週間目								
13週間目								
14週間目								
15週間目								

■ 作業日 ■ 閉所日

別紙 1

「港湾工事市場単価」を適用する工事の補正方法

○港湾工事市場単価工種毎に補正係数を設定。標準市場単価に乘じ算出

	市場単価 補正係数
1 底面工	1.03
2 マット工(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
3 支保工	1.04
4 足場工	1.02
5 鉄筋工	1.04
6 吊鉄筋工	1.04
7 型枠工	1.03
8 コンクリート打設工(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工(ポンプ車打設以外)	1.04
9 止水板工	1.04
10 上蓋工	1.04
11 伸縮目地工	1.02
12 係船柱取付	1.04
13 防絨材取付	1.04
14 車止・縁金物取付	1.04
15 係船柱撤去	1.04
16 防絨材撤去	1.04

	市場単価 補正係数
17 車止撤去	1.04
18 電気防食取付	1.04
19 防砂目地板取付工(陸上施工)	1.04
20 防砂目地板取付工(水中施工)	1.03
21 吸出し防止工(陸上施工・海上施工)	1.03
22 港湾構造物塗装工(係船柱・車止・縁金物)	1.03
23 ペトロラタム被覆	1.04
24 現場鋼材溶接・切断工(陸上施工・海上施工)	1.04
25 現場鋼材溶接・切断工(水中施工)	1.04
26 かき落とし工	1.04
27 汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.03
28 汚濁防止枠設置・撤去	1.02
29 灯浮標設置・撤去	1.03
30 汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理(海上目視点検作業船なし)	1.04
31 異形ブロック製作 型枠工	1.04
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.04
異形ブロック製作 給熱養生	1.03